

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○とかしき委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。長妻昭君。

○長妻委員 お疲れさまです、連日。立憲民主党の長妻昭でございます。

まず、育介法の件についてお尋ねをいたします。これは、民主党政権のときに、イクメンという言葉をはやらせたということ、そしてイクメンプロジェクトを始めまして、今もやられているんですよ、厚生労働省の中で。

田村大臣もイクメン議連のメンバーで、私もメンバーでございます。イクメンという言葉は相当というか、かなりもう手あかがついたというか浸透しましたけれども、ただ、実態がなかなか追いついていないということで、育休を取りやすくしようということ、柔軟な取組ということが始まりました。

その中で一点だけ気になるのが、この制度の中で、分割がしやすくなる、そして事前の通告の期間が短くて済むとか、あともう一つ極めつけは、

仕事もその中でできるんだよと、当然上限が半分ということだと思えますが、ちよつと本末転倒になる危険性があるんじゃないかなということも危惧するんですけども、やはり日本は空気の力というのがございますので。

新しい育休で、全部休みたいという人もいると思うんですね、仕事はしたくない。ただ、仕事もそれはできる育休だから、上の方から、会社の方から、やはり仕事をしないとこれはおかしいんじゃないのという空気がかかっていくということをや危惧するんですが。

一点危惧するのは、何か実務的にこの制度が始まると、会社の方から、その育休を取ってくださいと申請した方に、ちよつと紙とか、つまり、働けるその期間にチェックをつけてください、働かないのであればゼロ、ゼロ、ゼロ時間、ゼロ時間、この日もゼロ時間と全部ゼロを書いてくれればいから、働けるその期間に、一時間とか五時間とか、何時間を書いてください、そういう紙を作つて、そういう申請の方に、仕事ができるんだからというふうにお渡しをするというようなことを準備しているという組織もあるやに聞いているんですけども、この空気の力がかからないようにするにはどうしたらいいのか、今のような取組というのは好ましくないかと大臣は思われているのか、ちよつとお答えいただければ。

○田村国務大臣 まず、これで全部休んでいただくというのはもう前提ですから、そういう要望を出していただければそうしなきゃならないというのは、もうこれは企業側の務めです。

あわせて、そういう心配もあるということであれば、今までの育児休業も取れるわけなので、新しい育児休業じゃなくて、会社に出ない、出ちゃいけない育児休業と言った方がいいですかね、それを取っていただければ絶対にそんなことはないんですけど、そんなことを言ったら、何のための新しい制度かという話になりますので。

委員が心配されているのは、何かそういう申出の様式みたいなものに、初めから、この日とこの日とこの日、仕事、出る日を書いてくださいみたいなことが書いてあつたら、何か、取る前提がそれになっちゃうんだらう、多分そういう御心配なんだらうというふうにあります。

基本的に、仕事を、いつ働くかというのは、休みに入る前日までにそれを出せばいい話でありますので、育児休業を申し込む人はちよつと若干ずれがあるわけですね。ですから、育児休業を申し込む様式は、それはそれとして当然あるわけで、強制ではないですがモデルみたいなものは作りたいたいと思えますが、その中に入れるつもりはありません。

ただ一方で、前日までにさきやいけないという紙はありますから、この様式のモデルも、ちよつとこれはいろいろと専門家の方々に相談しながら作っていかなければならぬと思っておりますが、委員が御心配されているように、前提に働くことにならないように、そういうモデルを作らないように我々も心がけたいというふうに思っております。

○長妻委員 そこはかなり重要なところだと思

ますので、是非よろしくお願いします。

そして、コロナ対策について質問を移りますが、尾身先生、今日もありがとうございます。初め、冒頭、オリンピック関係についてちよつとオリンピックの事務方とやり取りをいたしますので、尾身先生、是非聞いていただいで、後で御感想をお伺いしたいと思っております。

いろいろ私も首をかき上げることがあるのでございますけれども、まず、オリパラ関係でこれまで日本に入国を許可された方、新規の入国ですね、新規、これは何人ぐらいおられるんですか。

○十時政府参考人 お答え申し上げます。

オリパラに関連して入国した選手等及び大会関係者数につきまして、四月が九百九十一名、五月は、五月十六日までで六百五十八名でございます。○長妻委員 その前にもあるとは思っていただけますか。

これまで陽性者は何人ですか。

○十時政府参考人 お答え申し上げます。

オリパラ関係でテストイベントに出場する選手等の場合は原則毎日、大会関係者は、三日間の待機の後、入国後三日目、八日目、十四日目に検査を実施しておりますけれども、その間の検査で陽性が確認された事例は、四月―五月十六日までの事例の中で一名となっております。

○長妻委員 この一ページ目の資料の四月二名とというのは、これは間違いということですね。

それで、入国は今、私の理解だと、新規入国はできない、基本的に。例外があればできるということになっているんですが、これはオリパラの方

が、四月は千人近く、五月は十六日までで六百五十八人も新規で、新規の枠で入国されておられるということ、例外は何かと聞きましたら、五ページにございますけれども、この（４）、オリパラの方は、「特に人道上配慮すべき事情がある」、こういうようなことで入国しているということ、これで間違いはないですか。

○丸山政府参考人 お答え申し上げます。

オリパラ関係者につきましては、準備、運営上必要不可欠な大会関係者につきましては、関係省庁と協議の上、公益性や緊急性を踏まえて、個別に特段の事情による入国を認めるところでございます。

○長妻委員 いや、だから、五ページに、これは政府から配付いただいた資料で、この（４）がオリパラの入国の根拠だと。つまり、「特に人道上配慮すべき事情があるとき」ということではないんですか。

○丸山政府参考人 お答え申し上げます。

失礼いたしました。

今先生お示しいただいたところの、「特に人道上配慮すべき事情があるときなど」、「など、」のところを読んでみるものでございます。

○長妻委員 これは、人道上の配慮がオリパラはあるというから、どういうオリパラの関係者は人道上なのかと思つたら、「人道上配慮すべき事情があるときなど」、「など、」に入っている、「など、」で四月千人も入っちゃつていると。まあ、本当にこれだけで読んでいいのかというように、なことも首をかき上げるわけでございますけれども。

オリンピック、パラリンピック以外で入国している方、新規枠でいらつしやると思うんですが、私が聞いているのは、オリパラはこういう、ほとんどフリーというか、フリーと言つたら失礼ですけども、この（４）の例外規定を拡大解釈してどんどん入れちゃつていっているんだというふうには理解しておりますけれども。ただ、オリパラ以外の方は、やはり親族とか、新規入国者ですね、配偶者とか、そういうやはり限定された方ということではないんですか。

○丸山政府参考人 お答え申し上げます。

そのほかの方としましては、日本人や永住者の配偶者等身分関係のある方、あるいは外交、公用の在留資格をお持ちの方なども、特段の事情というところで入国を認めているところでございます。

○長妻委員 何といいますか、身分関係があると、親族とか配偶者とかですね。何か御病気がすごく悪化して、海外に親族がおられて、もうその親族がみとりに来るとか、そういう例も聞いたことはありますけれども、そういう親族とか、あとは外交の公館の方とか、そういう方、これは分かるんですけども、ただ、オリパラだけ、相当、この「など、」で、「人道上配慮すべき事情」ではなくて、「など、」で読んじやつていっているのはちよつと優遇し過ぎなんじゃないかなというふうな思っています。

実際にオリンピック、パラリンピック本番になりますと、政府にお尋ねすると、選手、関係者、マスク等を含めて九万三千三百人ほどが来日される。そのうち数百人は日本選手ということなの

で、まあ、九万三千人前後が来日ということなので、これはもちろん新規な方がかなり多いでしょうから、こういうふうな優遇しておかないとオリンピックはできないということなんじゃないかと、原理原則が相当ねじ曲がっているんじゃないかという危惧が一つあります。

もう一つの危惧が、じゃ、入国をした後ですね。入国をした後、これはもう皆さんの常識というのか、我々も共通認識ですが、どの国からであつても今の我が日本は、入国した場合、十四日間必ず宿泊施設か自宅で待機しなきゃいけない、こういう大原則があるわけですね。

ただ、その大原則もまた例外規定がある、こういう例外があれば待機については緩和をするというようなことがあるというふうな聞いておりました、じゃ、オリパラ関係で新規で入国された方のうち、どれだけ二週間待機しないでもいいよというふうになっているのかということでお尋ねをしますと、一番最後のページ、十六ページの資料を昨日いただきました。

これは一番最後のトータルで結構ですので、説明いただけますか、数字を。

○十時政府参考人 配付資料の最後の部分ということでございますでしょうか。

オリパラに関連し、国内で開催される国際大会に出場する選手等や東京大会本番に向けた準備を行う大会関係者については、東京大会の確実な遂行に必要不可欠であるということで、このため、出国前や入国時の検査に加えて、入国後の定期的な検査や、受入れ責任者による厳格な行動管理、

健康管理などの必要な防疫措置を講じた上で、個別に入国を認めていただいているところでございます。

こういった個別の協議でお認めいただいている中で、委員御指摘のような待機緩和という措置も併せて講じられておまして、オリパラに関連して入国した選手等及び大会関係者が先ほど申し上げたような数字になるわけですけれども、この中で、こうした防疫措置を前提として待機緩和を行った人数というのが、四月が八百六十五名、五月は五百六十七名となっておりまして、これらの方々は計八十三か国から来日しております。

○長妻委員 今、四月、五月の新規入国者は先ほど御答弁ありましたので、比率でいうと、四月であると、オリパラ関係新規入国者のうち八七%が待機緩和者ということですね。五月に至っては八六%が待機緩和者。九割近くが、二週間待機しないでもいいよという、非常に優遇されているということでありませぬ。

これについては、事務方に聞いてみますと、じゃ、その待機緩和というのはどういうことなのかと聞くと、ほとんどが、まず、選手はほとんど、翌日からもう行動している、翌日ですよ、入国の翌日から。選手以外のいろんな関係者については、待機は三日間だけでいい、四日目から動いていいよ。これがほとんどだということなんです、それで間違いないですか。

○十時政府参考人 お答え申し上げます。

先ほども申し上げましたように、これらの個別に入国をお認めいただいた方々につきましては、

出国前や入国時の検査に加えて、入国後、アスリートにつきましては基本毎日、そして、その他の大会関係者については三日間毎日検査をした上で、定期的に検査を行うというようなこととともに、受入れ責任者というものがしっかりと厳格な行動管理を行う、健康管理もしっかり行うという徹底した防疫措置を講じるということで、個別に入国をお認めいただいているわけでございます、先ほど委員御指摘のような優遇というような考え方は違うのではないかと、ふうに考えてございます。（長妻委員「質問に答えて。一回止めて、これ。駄目だよ、聞いていないよ、全然関係ないことを答えている。一回止めてください。質問できません」と呼ぶ）

○とかしき委員長 じゃ、ちょっと筆記を止めてください。

〔速記中止〕

○とかしき委員長 筆記を起こしてください。

十時内閣官房内閣審議官。

○十時政府参考人 大変失礼いたしました。

アスリートについては毎日検査をする、大会関係者については……（長妻委員「それじゃない、違う違う」と呼ぶ）それによって行動できるということでございます。

活動できるかという御質問だったかと思えますけれども。

○長妻委員 いや、そんなこと聞いていないですよ。議事録をちゃんとチェックしていただきたいと思うんですが、オリパラ関係者は優遇されているというふうな私が申し上げた上で、じゃ、オリ

パラ関係以外で待機緩和をされている方は、役所から説明を私を受けたときには、待機を緩和したというケースでは、選手の場合には一日、つまり、選手の場合は入国した翌日にもう活動できる、そして選手以外では、三日間だけ待機して四日目から活動できる、大体そういうケースがほとんどですと、待機緩和の中には。それでよろしいんですねということですが、翌日と三日だけの待機です。つきから聞いています、これは。

○豊岡政府参考人 スポーツ庁でございます。私の方から。

個々の試合等々で入国されるというようなケースの場合、一つ一つが個別協議ということになっていますので、必ずこうだというルールがあるわけではなくて、状況に応じて個々にということでございますけれども、事例を申し上げますと、一つサッカー関係の例では、選手については、三日間毎日検査をし、三日後の陰性確認後に試合に出られるかどうか、そういう個々のケースに応じてルール設定している場合が多かろうかと思えます。

○長妻委員 そうしたら、どういうケースなのかほとんどが選手は翌日と聞きましたし、レクで、説明で。関係者、選手以外は三日の待機で四日目から活動できると聞いていますので、これは委員長、資料を理事会でお願いします。

○とかしき委員長 今の件につきましては、理事会で協議いたします。

○長妻委員 いろいろ検査するから大丈夫だという趣旨の御発言がありましたけれども、そうしたら、一般の方だって、新規入国を認められている

方だつて、そういうふうにしたいですよ、それは。ただ、二週間、新規入国の場合は、自宅か宿泊施設で待機しなきゃいけないルールになっているんですよ。例外はなかなか難しいんですよ、これは。検査をいっぱいしたから大丈夫だと思ったら、普通の方にもそういうふうにやっていたきたいんですよ。何でこれを優遇するんだということなんです。

例外規定はどういうところから導き出されているのかというふうにお尋ねしますと、七ページ、この資料をいただきまして、オリンピック本番のときのみなならず、現在もこれは適用されているという説明をオリパラ事務局から受けたわけでございます、七ページですが。そのうちの下の皿というので例外を読んでいるんだということなんです。ね。「入国後三日以内に活動を開始しなければ、大会の運営に支障がある場合」、この場合は待機を緩和するということなんです、これで間違いないですか。

○十時政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど御説明申し上げましたとおり、オリパラに関連し入国する方々につきましては、様々な防疫措置を講じた上で個別に入国を認めていただいているわけですが、個別にやっております、基本的には、「変異株等に対応した追加的な対策について」の、「入国後三日以内に活動を開始しなければ、大会の運営に支障がある場合」といったケースを想定して対応しております。

○長妻委員 これは相当私は優遇していると思うんですよ。新規で入国された方だつて、早く活動

したいという方はいっぱいいると思いますよ。でも、オリパラだけは、要件として、「入国後三日以内に活動を開始しなければ、大会の運営に支障がある場合」、これを認めちゃうと。当然検査はするというのは、何度も何度も繰り返し回答があつて分かるんですけれども。

そういう形で、もう一度、十六ページ、最後の表を見ますと、今、インド株が猛威を振るっている。イギリスでは、今、変異株、特にインド株が、最大七五%インド株になっていると推定されるということ、イギリスのハンコック保健大臣が記者会見で発表されました。

インドを見てみますと、四月は、新規入国者は十名認められて、一人が待機緩和された。ところが、五月は、五月十六日までですが、十四人認められて、十四人全員が待機緩和だと。大丈夫なんですか、これは。

そして、インド株要注意国で宿泊療養を義務づけられている国、例えばイギリス、これも、四月、入国者数が七十七人で、待機緩和が五十名。五月は、十六日までですけれども、入国者数が五十一名で、そのうち待機緩和者が、四十二名も待機緩和になっておられるということですね。

フランスもインド株の要注意国で三日間の宿泊療養を義務づけられておりますけれども、トータルで二週間ですけれども、これも、四月には三十三名新規入国のうち二十五名が待機緩和、五月は五十一名入国のうち三十五名が待機緩和。

ポーランドも同じレベルでインド株の流行国ということになっていますが、五月は入国者八人中

八人全員が待機緩和をされている。

デンマークも、四人、五月に入って四人とも待機緩和となっている。

ギリシャも、二十一入国者、二十人が待機緩和となっている。

今申し上げた国はインド株の流行国ということで、政府としても、入国後三日間宿泊施設待機、トータルで、自宅を含めると二週間待機、これを義務づけているわけでございますので、こういうふうにごんごん待機緩和をされておられる。

この待機緩和については、政府にお尋ねしますと、それぞれの省庁ごとに、所管事業に応じた方々を省庁ごとに認定して待機緩和にすると。だから、オリパラ事務局はこんなに大量に待機緩和しているんですが、例えばということ厚労省にお尋ねしますけれども、厚労省は、新規入国者のうち、厚労省所管の事業の中で、新規入国者、相当厚労省は絞っておられると思うんですけども、そのうち待機緩和者というのは何人認めましたか。

○田村国務大臣 四月及び五月ですね。これで十二名、特段の事情による入国者の人数であります。待機緩和という形です。ほとんど医療関係者で、ワクチン関係者の方であります。

○長妻委員 十二名が新規に入国されて、待機の緩和はそのうち何人でございますか。

○田村国務大臣 三月の十八日から五月の十九日までございました。失礼いたしました。

名、済みません、となった者はいない。失礼いたしました。

特段の事情が十二名、待機緩和となった者はいないということでもあります。

○長妻委員 これは二種類あるんですね、さつきから私は申し上げておりますが。

まず、新規入国は禁止なんです、どの国からでも、今、我が日本は。それは特段の事情がある場合だけ入国できるということで、厚労省にも相当いろいろオファーがあったと思うんですけども、十二人しか入れていないんですよ、二か月ぐらいで。

そのうち、もう一つあるんですね、特段の事情というのが。入国を新規で特段の事情で認めました。その方々が、これはもうルールとして、どなたでも、新規で入国された方は二週間必ず自宅か宿泊施設で待機しなきゃいけない。ただ、これを緩和するというのもう一つの緩和なんです。それが、今、田村大臣がおっしゃったように、十二人新規で絞って入国したけれども、十二人のうち待機緩和を認めた人は一人もいなかった、全部、二週間ちゃんと待機してくれと。これが、一つ、そういうふうには厚労省はやっているんですね。そういう方だって、多分、お話を聞くと、いろんな、ワクチン関係とか医療関係で、すぐ活動したいですよ、それは。毎日検査するから活動させてくれと言ったって、させてくれないわけですか。

オリパラだけは目に余るんじゃないですかね。私は重要な事業だと思いますよ、オリンピックも。

でも、これだけゆるゆるで、インド株がこれだけはやっていて、こういう状況で本当に大丈夫なのかというようなこと。今でこそそうだから、これは本番のときは本当に大丈夫なのかと思うんですが。

これは尾身先生にお伺いしますけれども、結局、本番のときは、オリンピック、パラリンピックで約九万三千人の方が、本来、初めは二十万人だったんですが、半分に絞ったというんですね、政府は。それでも九・三万人の方が来日されて、相当優遇がいろいろ発生してくると思うのでございますが、これは、尾身先生、変異株の流行にこれが資してしまうということもございませぬですか。

○尾身参考人 一般論として言えば、来る人がみんなワクチンを受けて、しっかりと検査を、その国の出発前にしっかりと、全員がワクチンを打つというふうな、しかもクオリティーのいいワクチンですよ、ということが理想的であれば、ウイルスの国内への流入というのは防げると思いますが、必ずしも現実には、そうは多分ならないと思います。

そうになると、一般論としてですね、たくさんの方が、しかも今、インド株というのは世界にかなり拡散していますので、たくさんの方が来れば、そのリスクが、ウイルスの国内のリスク、流入のリスクというのは当然あると思います。

○長妻委員 しかも、待機がこんなにゆるゆるで、本番のときのもう例外要件が出ちゃっていますから、ほとんど待機緩和になっちゃいますよね。今、尾身先生から変異株の話がありましたけれど

ども、イギリスでは最大七五%インド株ということが推定されると発表がありましたけれども、日本でもインド株に相当置き換わるということが起こる可能性はどれだけあるのかというのは、尾身先生はいかがでございますか。

**○尾身参考人** これは、今までの経験あるいは感染症の理屈等々を総合的に考えますと、今のインド株は、国内でも少しずつ増えているんですね。世界にもたくさん感染が起きている。そういう中で、イギリスなんかの状況を見ても、インド株というのが、今はほとんどイギリス株に国内はなっておりますから、それに徐々に換わっていく可能性というのは、私は、そうなることをある程度想定して準備をしていくことは極めて重要だと思います。

**○長妻委員** 非常に重いお言葉だと思いますけれども、そういう中で、やはりオリパラ関係者は、本番のときも含めて優遇せざるを得ないと思うんですね。実際やった場合、二週間じつとして待機する、一般と同じになかなかできないというような、運営上のことも分らないでもないというように、運営上のこと、一般の原則が、穴が空いてしまう、オリピックによって。それで、変異株にとつても、流行にとつても、非常に日本にとつてよくないような状況が起こるんじゃないか。このオリピックで例外規定を設けて待機を緩和してしまう方が大量に入国するということについて、尾身先生はどんな御懸念をお持ちでございますか。

**○尾身参考人** オリピックについては、正式に、

やるかやらないかというのが、どうなっているか、本場のところ、正式なことは私はよく分からないのですけれども、これは、やるかやらないか、多分二者択一ですよね。

やらない場合はやらない。やる場合は、感染症対策上でいえば、水際でのことと国内でのこと、二つありますよね、両者は関係ありますけれども、仮にやる場合は、海外からの訪問者ですね、アスリートも含め、大会関係者も含めて、なるべく少なくすることが私は重要だと思うし、国内の方の対策も、国内での感染対策というのも、人の流れですよね、接触を含めた対策というのを、もしやるのであれば、極めて強力な対策を打つ必要があると思います。

**○長妻委員** これはやはり、尾身先生、科学者のプロ集団として、やる場合はこうだ、やらない場合はこうだではなくて、現実として九万人以上の方が来日される、それで、ほとんどの方が、待機を二週間しないといけないですよ、よくなるということなんです、それで本当に大丈夫なのかということなんです。その点だけお答えいただければ。

**○尾身参考人** そういった意味で、やるのであれば、水際対策もしっかりやる必要があると思います。

**○長妻委員** ただ、やる場合はどういうふうな、これは、オリピック委員会は、待機の原則は崩すという紙をもう作っているわけですから、大丈夫なんですかね、本当に。これは、オリピックをやる、やらないというよりは、九万人が来日し

てそういう状況になったとき、尾身先生の科学者としての見解ですね。

変異株が怖いんです、やはり都民は、大丈夫なのかと。やはりそれはやめた方がいいというような判断なのか、いやいや、九万人、やりようによっては変異株が拡散しないようなこともできるんだというふうな自信を持つておっしゃることができるのか、そこら辺をちよつと是非、科学者として本音を教えていただきたいと思うんです。

**○尾身参考人** 世界各国もいろいろ状況が違いますけれども、イギリス株、インド株みたいなのが今、感染が流行している国とそうでないところ、大きく分けて二つあると思いますけれども、今、日本では、我々もかなり強く言つて、政府も対応していたように、一部の国です、インドを始めとしたところには、成田での、飛行場での検疫は、十日間の停留というのをお願い。基本的には、理想的には十四日というのがあれですけれども、実際にはいろんな事情があつて十日。しかも、これは、アメリカのCDCなんかの最近の報告では、十日ぐらいやれば、あとプラス四日ぐらいは健康観察とか検査をうまく組み合わせれば何とか十四日と同じ効果があるというようなサイエンス。

そういう意味では、そういうインド株がしっかりとやっている国というのは、やはりそのような強いコントロールをした方が感染対策上はいいということ、これは当然だと思います。

**○長妻委員** 今尾身先生がおっしゃったのは、インドを含めてインド株が流行している国について

は、待機の例外を設けるんじゃないやなくて二週間ちゃんとやった方がいい、オリパラ関係者もということなんです、事務方、それはやっていただけですね。

○十時政府参考人 インド等から入国するアスリート等の取扱いについては、強化された水際対策も踏まえながら、関係省庁と個別に協議を進めて検討してまいります。

○長妻委員 いやいや、そんなことを言ったって、五月一日から十六日まで、例えばインドだけでいうと、十四名を入国させて、全員を、十四名待機緩和しているじゃないですか、全然そういう措置をしていないじゃないですか。できないんじゃないですか、オリピックの場合。今後、二週間、インドについてはやる、待機をするというようなことを本当にできるんですかね。これはやはり、科学者の皆さんが納得できることがなければオリピックは難しいと思いますよ。

しかも、待機したとしても、その後いろいろな行動制限があっても、マスクとかスポンサーとかいろいろな方がその九万人の中にはおられるわけで、コントロールが利かないじゃないですか。日本のボランティアの方も八万人が来られるということで、スタッフを入れるとどのぐらいになるんですか、数が。相当人が。

そして、オリピックをやれば、これはやはりみんな浮き浮きしますよ、それは。自粛ムードというか、町に多少繰り出す、それでもいいんじゃないのかと。

オリピックが始まっちゃったら、九月のパラ

リンピックまで、途中で事実上中止になんてできないと思いますよ、感染が拡大したときに、やはり中止だと。そのまま突っ走ると思いますよ。緊急事態宣言だって、四の五の言って出さないと思えますよ、オリピック中は。

そういうようないかげんな形で待機緩和をこそつとこれだけの人数をしてしまつて、本当に大丈夫なのかということ、尾身先生にお伺いするんでございますけれども、前回も、前々回ですかね、尾身先生と議論したときに、もうそろそろオリピックの開催の是非については議論するべきが来ているんだ、議論をするべきだというふうにおっしゃいましたけれども、これはいつ頃からする見込みになつていっているんですか。

○尾身参考人 私は、関係者に、早く議論してくださいと言つたので、いつ議論の見込みというのは、私がそれを語る立場にはないと思います。なるべく早くしてくださいということを申し上げたいと思います。

○長妻委員 これは是非、もう菅総理始め田村大臣にも、早く議論を、開催の是非、するように強く進言していただきたいんです。

今私も気になりますのは、ワクチンは、これはもちろん早く打つていただくことは重要だと思つていますが、ワクチン万能論というかワクチンさえ打つちやえばオリピックもできるし云々かんぬんみたいな議論を、政府の中からも聞こえてきますけれども、アメリカのCDCが、ワクチンを打つてももう一度感染する可能性もあるんだよ、要注意だよということを先日発表しましたけ

れども、尾身先生、そういうようなやはり注意は必要だということでございますか。

○尾身参考人 これはまだ日本での評価をするのは、しっかりとした評価をするのは時期尚早だと思いますけれども、海外のいろんな情報を総合的に判断しますと、このワクチンは、重症化予防には当然役立つんですけども、それと同時に、思つていた以上に感染の防御にも役立つというふうな、今いろんな研究成果が出ていると思いますけれども、ただし、一〇〇%感染を防御するというわけではないので、その辺はしっかりとこの限界といえますか、かなりいいワクチンですけども、このワクチンを打てばもう一〇〇%安全だということはないので、例えばワクチンをした後も自分の間マスクをするなどの、そういう注意はしばらくは必要だと思います。

○長妻委員 これは普通の株に比べると、やはり変異株の方がワクチンについては効果は減じるというふうにご考えていいんですか。

○尾身参考人 これもいろんな海外からの情報が入っていますけれども、確かに、この変異株に対してのワクチンの効果は多少落ちるけれども、私は、これは今のままであれば結構効くという、その状況は変わらないと思うので、ワクチンを多くの方が打てば、それだけ重症化があれで、感染の予防にもかなりの効果があるというふうに思います。

○長妻委員 これは、ただ、オリピックが始まる七月二十三日までに、高齢者ですら全員なかなか打てないと思うんですね。そういう中で、変

異株がやはり東京に集まってきて感染するということ仮に起こったとしたら、取り返しのつかないことになる。途中で止めるわけにいかないと思うんですね、オリンピックは。

これは、尾身先生の分科会で、もし、オリンピックの開催の是非を議論してほしいという話になったときに、大体その議論というのはいくらかの期間が必要になるんですか。あした教えてほしいと言っても、なかなかそれは難しいと思うんですが、どのくらい前から議論を始めるかある程度の見解を発表できる、そういうような御所見を教えてください、お願いします。

○尾身参考人 委員にお尋ねしますけれども、分科会が請われて、何に、オリンピックをやるべきかどうかとか、あるいはリスクですか。（長妻委員「オリンピックの開催の是非。開催するかしないか」と呼ぶ）するかしない。仮に分科会に、政府の方から、あるいはオリンピック委員会の方からよく分かりませんが、分科会で、オリンピック開催の是非について議論してくれ、そういう要請が仮にあった場合には、これはほかの委員ともあれですけども、私は、目安としてしか言いようがありませんけれども、そうですね、一日ということはないですけども、一か月もかからなくて。メンバー、委員会の人たちは、この問題には、それぞれ個人では随分考えております。私自身も当然考えておりますので、一週間もあれば、大きなことは、大きな方針というのは、これはなぜかという、みんなもう既に考えているのは当然だと思しますので、一日は無理ですけども一

か月ばかりかからないという感じだと思います。

○長妻委員 是非、私は、尾身先生のところの分科会でそれをやはり議論していかないと、やるにしてもやらないにしても、科学的なやはり日本としての根拠を、これだけIOCから言われ放題言われているわけですから、きちっと日本のスタンスを科学的に明らかにすることが必要だと思っております。

もう一点なんですが、尾身先生も前回触れられました、パブリックビューイング、オリンピックの。これはちよつと私の地元の話で恐縮なんです、代々木公園でパブリックビューイングをやるといふことで、オリンピックのですね、一日三万五千人を集客するというところで、このパブリックビューイングを設置すると木が邪魔だといふことで、今、木が三十六本剪定されている。もう工事が始まっちゃっていますけれども、これは私、どんどん進めて大丈夫なのかと。さすがに三万五千人も集めようと思っても、もう来る人もいないとは思いますが、こういう工事をどんどん始めることについて、パブリックビューイングについて、尾身先生、いかがでございますか。

○尾身参考人 これは私、先日も申し上げましたように、オリンピックというのは、ほかのスポーツイベントとは、規模及び社会的な注目度で別格ですよ。

そういう中で、私は、オリンピックを仮にする場合ですよ、いわゆる今委員がおっしゃるパブリックビューイングみたいなこと、ただでさえ注目があって、みんな外に出て見たいという雰囲気

がある中でそういうことをすると、私は、今まで経験の踏まえれば、人流が増えて人々の接触の機会が増えるので、これは感染の増加するリスクが随分あると思います。

○長妻委員 ありがとうございます。尾身先生、こちらで結構でございますので、どうもありがとうございます。

最後に、警察にお伺いしますけれども、十一ページ目の資料を新たにいただきまして、これをちよつと説明していただけますか。

○猪原政府参考人 お答えいたします。

資料十一は、委員からの照会、お問合せを受けまして、令和三年四月中に警察が検視等により取り扱った新型コロナウイルス陽性の御遺体のうち、検案医等により死因が新型コロナウイルス感染症とされた六十四人の方々につきまして、その発見場所、PCR等検査の実施時期、病院搬送の有無等が記載されているところであります。

例えば、この六十四人の方々が発見されました場所につきましては、御自宅が五十七人と一番多くなっております。

そして、この五十七人のうち、生前にPCR等検査が実施されましたのは二十三人であります。

さらに、この二十三人が病院に搬送されたかどうかにつきましては、御自宅から病院に搬送されたのは五人で、病院に搬送されなかったのは十八人となっております。

○長妻委員 これは非常に、コロナが原因で亡くなったにもかかわらず、死後に分かった方もおられるということ、これは田村大臣、四月だけで



六十四名おられるということなんですね。

厚生労働省に聞きましたところ、この資料をいただきました。十五ページの資料をいただきましたら、自宅やホテルでコロナでお亡くなりになった厚労省が把握している方というふうに聞きましたら、コロナでお亡くなりになった方ということで、HER—SYSで把握したもので、二月一日から五月二十三日までで五十四人ということで、非常に、警察は一か月で六十四人なのでちょっと差があるし、それぞれ具体的にどういう状況でどういう形でお亡くなりになったのか、何が足りなかったのか、これはやむを得ざることだったのか、本当に入院すれば助かった命なのか、こういうことがさっぱり何にも分からないんですね。一事例も、厚生労働省に聞くと、一つだけでもいいから事例を教えてくださいと言っても分からないということでございます。

これは警察と厚生労働省、今、相互に情報交換をしていたらいいというふうに思いますので、最後に田村大臣、こういうケース、二度と、今ももう実際起こっておりますけれども、助かる命が助からなくなるといふことを防ぐために、教訓とするためにも、分析を警察と急いでいただきたいと思うんですが、いかがでございますか。

○田村国務大臣 本来は、これはHER—SYSで全部把握していきやいけない話だと思います。多分いろんな事情で、病院に搬送したときに検査した医師が、陽性ならば報告いただいている中に入っているのかも分かりませんが、ただ、御自宅から来たかどうかということの中で、警察の情

報はどうまく分別できて、分けていられない部分だと思えます。

それと、死後検査された方に関しては、多分、厚生労働省としては、警察の情報等々から明確に情報収集をさせていただいて確認をしていくという話になるんだというふうに思います。

いずれにいたしましても、今委員の言われた趣旨というのは、多分、これは生前の方に対して検査をやったけれども、その間に亡くなられておられたということ、その対処がどうであったのかと。少なくとも、検査をやって御自宅で待っていただいていたこと自体は、保健所はそれなりに把握はしているはずですから、そこに対するフォロ—をしっかりとやるべきではなかったのかというお話だというふうに思いますので、これはまた自治体としっかりと連携してまいりたいというふうに思います。

○長妻委員 最後に、例えば警察の、四月だけでこの六十四名の方というのは、コロナの死亡者の、日本の発表している数には含まれているんですか。

○とかしき委員長 田村厚生労働大臣、申合せの時間が経過しておりますので。

○田村国務大臣 HER—SYSにちゃんと入力いただいているということが前提ですけれども、これは陽性が分かれば、医師、要するに携わった医師は御報告をいただくということになっておりますので、そこがもし抜けておれば別かも分かりませんが、基本的にはちゃんと御報告いただいているという認識ではあります。

○長妻委員 私は相当漏れているケースが多いん

じゃないかと思えますので、そこもしっかり調査していただきたいと思います。

どうもありがとうございます。